

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

目次	ページ
<b>告 示</b>	
○消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施.....	(防災消防課) 185
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(情報基盤課) 186
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(情報基盤課) 187
○有害興行の指定.....	(生活文化・青少年室) 187
○平成16年准看護師試験の実施.....	(医療政策課) 187
○肥料の登録の有効期間の更新.....	(農業改良課) 189
○家畜伝染病の発生.....	(酪農畜産課) 189
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課) 189
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 189
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 189
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 190
○公共測量の実施の通知.....	(建設部総務課) 195
○公共測量の終了の通知.....	(建設部総務課) 195
○道路の供用の開始.....	(道路整備課) 195
○事業計画の変更の認可.....	(都市環境課) 195
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(物品管理課) 195

## 公 表

○北海道土地利用基本計画の変更.....	(土地水対策課) 196
----------------------	--------------

## 支 庁 告 示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(3件).....	197
---------------------------------	-----

## 札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施.....	197
○特定調達契約に係る入札の公告.....	198
○一般競争入札の実施.....	199
○一般競争入札の資格に関する公示.....	200
○一般競争入札の実施.....	201

## 道教育庁渡島教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	202
----------------------	-----

<b>道教育庁後志教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	204
<b>道教育庁上川教育局告示</b>	
○一般競争入札の実施.....	206
<b>道教育庁網走教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	207
<b>道選挙管理委員会告示</b>	
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	208
○個人演説会等の施設の指定の一部改正.....	209
<b>道公安委員会告示</b>	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	210

## 告 示

### 北海道告示第1904号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、消防用設備等の工事又は整備に関する講習(以下「消防設備士講習」という。)を次のとおり実施する。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

1 開催地及び講習区分		
開 催 地 (講習月日)	講 習 区 分	
札 幌 市 (1/19～1/23・3/1～3/5)	全種類(消火設備、警報設備、避難設備・消火器)	
室 蘭 市 (1/29)	警報設備及び消火設備	
苫 小 牧 市 (1/30)	避難設備・消火器及び警報設備	
北 見 市 (2/4)	警報設備及び消火設備	
旭 川 市 (2/6)	避難設備・消火器及び警報設備	
釧 路 市 (2/18)	警報設備及び消火設備	
帯 広 市 (2/20)	避難設備・消火器及び警報設備	
函 館 市 (2/25)	警報設備及び消火設備	
2 受講申請書の受付期間	平成15年11月26日(水)から12月16日(火)まで(郵送の場合は、12月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。)	
3 受講手数料	講習区分ごとに7,000円(北海道収入証紙により納入すること。)	
4 受講申請書の送付先	郵便番号 060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目2番2号	

すべしに北の大地の豊かなめぐみ(愛食運動推進月間)

札幌センタービル12階 社団法人北海道消防設備協会（電話番号（011）205 - 5951）

## 5 そ の 他

- (1) 受講申請書は、各消防本部、各支庁地域政策部地域政策課、北海道総務部防災消防課及び社団法人北海道消防設備協会に請求すること。
- (2) 受講申請書提出後の受講地の変更は、認めない。

### 北海道告示第1905号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量  
行政情報化基盤ネットワークLAN機器（本庁等）一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成16年2月1日（日）
- (4) 契 約 期 間 平成16年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 別途指示する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応のとれる体制を有すること。
- (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年10月31日から12月9日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目道庁4階 総合企画部会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年12月12日（金）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

#### 8 郵便等による入札

郵便等及び電報による入札は、認めない。

#### 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 そ の 他

- (1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。  
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 575

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :  
LAN apparatus used for the Hokkaido administration network system
- B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 12 2003
- C . Contact  
Intelligence Infrastructure Division, Department of Comprehensive Planning, Hokkaido  
Government, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan  
Phone : 011-231-4111 Extension 23-575

北海道告示第1906号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
汎用電子申請システム構築業務一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成15年10月10日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 日本電気株式会社
  - (2) 住 所 東京都港区芝5丁目7番1号
- 4 随意契約に係る契約金額  
134,520,750円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日  
政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1907号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	痴漢電車 誘惑のよがり声	オピー映画	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	変態エロ性癖 恥汁責め	同		
同	好色くノ一 愛液責め	新東宝映画		
同	発情家庭教師 先生の愛汁	同		
同	コスプレ新妻 後ろから求めて	オピー映画		
同	ひめごと	ロングライド		
同	ハッピーエンド	ギャガ・コミュニケーションズ		

北海道告示第1908号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成16年准看護師試験を次のとおり実施する。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 試験会場
  - 北海道水産ビル 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
  - 小樽市医師会館 小樽市富岡1丁目5番15号
  - 渡島合同庁舎 函館市美原4丁目6番16号
  - 苫小牧市民会館 苫小牧市旭町3丁目2番2号
  - 岩見沢市コミュニティプラザ 岩見沢市有明町南1番地20
  - 岩見沢市自治体ネットワークセンター 同
  - 旭川勤労者福祉会館 旭川市6条通4丁目
  - 宗谷合同庁舎 稚内市未広4丁目2番27号
  - 北海学園北見大学 北見市北光235番地
  - 帯広市医師会館 帯広市東3条南11丁目2番地
  - 釧路市生涯学習センター 釧路市幣舞町4番28号
- 2 試験の期日

平成16年2月17日（火）午前9時30分から正午まで（2時間30分）

### 3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護。ただし、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第55号）附則第2項に規定する者の試験科目については、次のとおりとする。

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

### 4 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成16年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成16年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成16年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成16年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

### 5 受験願書等の提出先及び提出期間

#### (1) 提出先

ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所地がある者については、最寄りの道立保健所又は支所

イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所地がある者については、その市の保健所

ウ 道外に住所地がある者については、北海道保健福祉部医療政策課

（札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 内線 25-386）

#### (2) 提出期間

ア 平成15年12月15日（月）から19日（金）まで

イ 郵便等により送付する場合は、12月19日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

ウ 直接持参する場合は、各提出先の就業時間中に提出すること。

### 6 提出書類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

#### (1) 履歴書

1通

(2) 平成16年准看護師試験受験者整理カード（提出前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真（裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを）を受験者写真台帳の所定欄にはり付けること。） 1通

(3) 4の(1)から(4)までに該当する者については、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書 1通

(4) 4の(5)に該当する者については、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面 1通

### 7 受験手数料

(1) 6,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付け、出願者の印章又は署名により消印すること。

(2) 道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、郵便定額小為替によることができる。

### 8 受験票の交付

受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。

### 9 合格の発表

(1) 発表日 平成16年3月12日（金）

(2) 閲覧場所 北海道保健福祉部医療政策課、道立保健所・支所及び小樽市保健所

### 10 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、6の(3)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成16年3月10日（水）までに北海道保健福祉部医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

なお、平成16年3月10日（水）までに修業証明書又は卒業証明書を提出することができない者については、平成16年3月31日（水）午後5時15分までに北海道保健福祉部医療政策課へ修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

### 11 試験結果の口頭開示

受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

(1) 開示する内容 総合得点

(2) 開示を行う期間 平成16年3月12日（金）から4月12日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 開示を行う場所 北海道総務部法制文書課行政情報センター及び各支庁の行政情報コーナー

(4) 口頭による開示請求に必要な書類

受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。

- (5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。  
また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。

12 その他

- (1) 受験願書、履歴書及び平成16年准看護師試験受験者整理カードの用紙は、北海道保健福祉部医療政策課及び道内の最寄りの保健所において配布する。
- (2) 受験願書用紙等を郵便等で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円に相当する切手(1部の場合)をはったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封の上、北海道保健福祉部医療政策課及び道内の最寄りの保健所に請求すること。
- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成15年12月1日(月)までに北海道保健福祉部医療政策課まで申し出ること。

北海道告示第1909号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年10月31日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2795号	魚廃物加工肥料	8.0ニッカシ魚臓加工肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 5.0 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	日本化学飼料株式会社	函館市浅野町3番6号	平成18.10.30

北海道告示第1910号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年10月31日

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生の場所	発生年月日
伝達性海綿状脳症	めん羊	患畜	2	中川郡本別町	平成15.10.22

北海道告示第1911号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年10月31日

北海道告示第1911号	
1 保安林の所在場所	山越郡長万部町字共立301・303(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、301の2、302、字美畑159・173・字蕨岱347

(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、353、字双葉351、352

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字蕨岱353・字双葉352(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、351、字美畑159、173、字共立301、301の2、302、303

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1912号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 様似郡様似町字幌満134(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 様似郡様似町字幌満134(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1913号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年

法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 用水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）
  
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）
  
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）
  
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。）
  
- 5(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 ダム用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。）
  
- 6(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1914号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年10月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件  
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法  
  - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
今金町（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
今金町（次の図に示す部分に限る。）
  - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）
  
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件  
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法  
  - (ア) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡瀬棚町・今金町 (以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町・今金町 (以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町・今金町 (以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

北檜山町・今金町 (以上2町について次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北檜山町・今金町 (以上2町について次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 指定施業要件変更予定保安林 北檜山町・瀬棚町（以上2町国有林。次の図の所在場所に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

北檜山町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北檜山町・瀬棚町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 指定施業要件変更予定保安林 北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

瀬棚町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

瀬棚町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 指定施業要件変更予定保安林 北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

北檜山町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
北檜山町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 13(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
瀬棚町（次の図に示す部分に限る。）  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 14(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 15(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 16(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡瀬棚町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 17(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北檜山町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

18(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北檜山町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

19(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡北檜山町・今金町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北檜山町・今金町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

20(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

今金町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

今金町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

21(1) 指定施業要件変更予定保安林 瀬棚郡今金町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

今金町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

今金町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第1915号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間 平成15年10月1日から平成16年3月19日まで
- 3 作業地域 札幌市、石狩市、江別市及び北広島市ほか

#### 北海道告示第1916号

次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量(1級基準点測量、3級水準点測量)
- (2) 作業期間 平成15年6月21日から9月22日まで
- (3) 作業地域 函館市
- (4) 実施者名 函館開発建設部長
- 2(1) 作業種類 公共測量(1・2級基準点測量)
- (2) 作業期間 平成15年6月16日から10月8日まで
- (3) 作業地域 上湧別町
- (4) 実施者名 網走開発建設部長

#### 北海道告示第1917号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 北見環状線	北見市花園町607番1地先から 北見市花園町29番28地先まで	平成15.11.7

#### 北海道告示第1918号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 組合の名称 厚真町厚真中央土地区画整理組合
- 2 事業所の所在地 勇払郡厚真町京町120番地
- 3 事業施行期間 平成9年9月26日から平成21年3月31日まで
- 4 施行地区 勇払郡厚真町表町及び京町、錦町の各一部
- 5 施行認可年月日 平成9年9月26日
- 6 変更の内容 資金計画の変更
- 7 変更認可年月日 平成15年10月23日

#### 北海道告示第1919号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
    - ア 口座振替依頼葉書(自動車税用) 2,124,950枚
    - イ 口座振替依頼葉書(自動車税以外用) 55,750枚
  - (2) 調達をする物品等の仕様書等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限 平成16年3月10日
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
  - (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
  - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
- 4 入札執行の場所及び日時
  - (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎1階 出納局入札室  
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 北海道出納局物品管理

課)

- (2) 入 札 日 時 平成15年12月10日 午後2時（送付による場合は、平成15年12月9日午後5時必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否  
要

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年11月27日 正午（送付による場合は、平成15年11月26日午後5時必着）
- (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 送付により入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道出納局物品管理課  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 293

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be purchased : Post card application form for Automobile Tax automatic payment 2,124,950 pieces and post card application form for other Taxes automatic payment 55,750 pieces
- B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., December 10,2003
- C . Contact : Procurement Management Division, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome,Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan  
Phone : 011-231-4111 Extension 32-293

公 表

北海道土地利用基本計画を平成15年10月23日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を公表する。  
平成15年10月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道土地利用基本計画図に示された次の市町村に係る都市地域、農業地域及び自然保全地域について、次の図面のとおり変更した。

- 都 市 地 域 稚内市
- 農 業 地 域 幌延町、女満別町、広尾町、豊頃町
- 自然保全地域 松前町、上ノ国町

（「次の図面」は、省略し、北海道総合企画部土地水対策課及び関係支庁地域政策部振興

課に備え置いて縦覧に供する。)	3 開発許可年月日及び番号 平成6年4月8日 釧建指第6-1号
-----------------	---------------------------------

**支 庁 告 示**

**札 幌 医 科 大 学 告 示**

**北海道後志支庁告示第15号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成15年10月31日  
 北海道後志支庁長 片 平 美智子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	岩内郡共和町宮丘91-26 ほか38筆（第2工区）
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	札幌市中央区大通東1丁目2 北海道電力株式会社 取締役社長 南山 英雄
3 開発許可年月日及び番号	平成14年3月20日 後建指第13-6号

---

**北海道胆振支庁告示第10号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成15年10月31日  
 北海道胆振支庁長 野 村 昌 信

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	伊達市末永町130番3のうち、130番57のうち
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	伊達市末永町132番地2 堀込 透
3 開発許可年月日及び番号	平成15年6月30日 胆建指第15-5号

---

**北海道釧路支庁告示第7号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成15年10月31日  
 北海道釧路支庁長 高 橋 英 明

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	厚岸郡厚岸町字宮園町194番地227（第6工区）
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	厚岸郡厚岸町字真栄町1条2番1号 厚岸町長 若狭 靖

**札幌医科大学告示第72号**  
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 平成15年10月31日  
 札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 入札に付する事項
  - 調達をする物品等の名称及び数量  
 ア 血漿交換用装置（K P S - 8800 C e） 1台  
 イ ホルマリンガス分解脱臭装置（アスカメディカル・ASK-2100又は夏目製作所・KN-819） 2台
  - 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
  - 納 入 期 限 平成16年1月30日（金）
  - 納 入 場 所 入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。
  - 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの
  - 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
  - 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 契約条項を示す場所  
 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課
- 入札執行の場所及び日時
  - 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目  
札幌医科大学附属病院臨床第1A会議室
  - 入 札 日 時 平成15年11月12日（水）  
 ア 血漿交換用装置 午前10時  
 イ ホルマリンガス分解脱臭装置 午前10時15分
  - 開 札 場 所 (1)に同じ。
  - 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 入 札 保 証 金
  - 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。  
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

#### 7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

#### 8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 9 契約書・請書作成の要否

- (1) 血漿交換用装置 要（契約書）  
(2) ホルマリンガス分解脱臭装置 要（請書）

#### 10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年11月10日（月）  
(2) 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

#### 11 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

#### (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西16丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3128

- (4) この入札の執行は、公開する。  
(5) 詳細は、入札説明書による。

#### 札幌医科大学告示第73号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月31日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
札幌医科大学情報ネットワークシステム基幹システム機器の賃貸借 一式  
(2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書による。  
(3) 契 約 期 間 平成16年2月4日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年2月3日を限度に当該契約期間を延長することができる。  
(4) 納 入 場 所 札幌市中央区南1条西16～17丁目 札幌医科大学

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 過去2年間に国又は地方公共団体と情報ネットワークシステムについての賃貸借契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。  
(4) 過去2年間に大学と情報ネットワークシステムについての賃貸借契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。  
(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年10月31日（金）から12月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

- に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
札幌医科大学事務局企画課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局企画課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学本部棟4階入札室（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局企画課）
- (2) 入札日時 平成15年12月11日（木）午前10時（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、平成15年12月10日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

- 号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札金額に係る消費税等の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 札幌医科大学事務局企画課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2239
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
- (7) この入札の入札執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :  
Lease of main servers and switches in Sapporo Medical University local area network  
1 set
- B . Bit tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 11, 2003  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P. M., December 10.)
- C . Contact : Planning Division, Administration, Sapporo Medical University.  
Nishi 17-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan  
Phone : 011-611-2111 Extension 2239

#### 札幌医科大学告示第74号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
平成15年10月31日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

#### 1 入札に付する事項

- 札幌医科大学構内及び駐車場等除雪業務委託について入札に付するものとする。
- (1) 調達をする役務（1時間当たりの単価）  
除雪作業員による作業

トラクターショベル（ホイール型 バケット容量1.2m<sup>3</sup>）による作業  
ダンプトラック（4 t）による作業

## (2) 数量（予定数量）

除雪作業員による作業	642時間
トラクターショベル（ホイール型 バケット容量1.2m <sup>3</sup> ）による作業	517時間
ダンプトラック（4 t）による作業	243時間

(3) 契約期間 平成15年11月21日から平成16年3月31日まで

(4) 調達をする役務の仕様 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 札幌市内に本・支店等の営業の拠点を有していること。
- (5) 平成15年10月1日現在で、引き続き2年以上除雪事業を営んでいること。
- (6) 次の除雪機械等を保有しているものであること。

除雪作業員	6名以上
大型特殊自動車運転免許証及び車両系建設機械運転技能講習修了者	2名以上
トラクターショベル（ホイール型 バケット容量1.2m <sup>3</sup> ）	2台以上
ダンプトラック（4 t）	2台以上

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年10月31日（金）から11月10日（月）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
札幌医科大学事務局総務課

## 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目  
札幌医科大学本部棟1階会議室
- (2) 入札日時 平成15年11月14日（金）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

## 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

## 7 郵便等による入札

郵便等及び電報による入札は、認めない。

## 8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をしたもののうち、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た合計金額）が最低であるものを落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しないものとした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。  
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。）。)
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 札幌医科大学事務局総務課  
イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

## 札幌医科大学告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の

規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年10月31日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

#### 1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年10月31日に一般競争入札の告示を行う札幌医科大学新琴似グランド樹木剪定等委託業務
- (2) 資 格 札幌医科大学新琴似グランド樹木剪定等委託業務の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学新琴似グランド樹木剪定等委託業務

#### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年北海道告示第17号に規定する造園工事の請負契約に関する資格を有していること。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 資本金の額が、1,000万円以上1億円以下の営利法人であり、造園施工管理技士を2名以上雇用していること。
- (8) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり、迅速な対応ができる者であること。
- (9) 平成15年10月1日現在において、引き続き10年以上造園工事業を営んでいること。

#### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年10月31日（金）から11月11日（火）まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局管財課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

#### 5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

#### (2) 再 申 請 の 方 法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新  
資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

#### 札幌医科大学告示第76号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月31日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 札幌医科大学新琴似グランド樹木剪定等委託業務
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日の翌日から平成15年12月5日（金）まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第75号に規定する札幌医科大学新琴似グランド樹木剪定等委託業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目  
札幌医科大学基礎医学研究棟5階共通会議室
- (2) 入札日時 平成15年11月18日（火）午前9時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課
  - イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月31日

北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 北海道函館工業高等学校学科転換に係る物品購入

- |               |           |      |      |
|---------------|-----------|------|------|
| (ア) 設計製図機器類   | CADシステムほか | 38品目 | 424点 |
| (イ) 環境計測機器類   | 振動レベル計ほか  | 9品目  | 14点  |
| (ウ) 電気・通信用機器類 | GPS装置ほか   | 3品目  | 13点  |
| (エ) 家具・什器類    | 生徒用実験台ほか  | 4品目  | 13点  |

イ 北海道函館水産高等学校水産パイオ実習室整備に係る物品購入

- (ア) 理化学機器類 顕微鏡ほか 19品目 64点
- (イ) 電子顕微鏡 電子顕微鏡ほか 2品目 2点
- (ウ) 電子計算機器類 パーソナルコンピュータほか 11品目 14点

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 限 平成16年1月30日(金)

(4) 納 入 場 所

ア (1)のイに係る分 北海道函館工業高等学校

イ (1)のイに係る分 北海道函館水産高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年10月31日(金)から11月17日(月)まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号  
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室(送付による場合は、郵便番号 041 - 8557 北海道教育庁渡島教育局企画総務課)

(2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のイに係る分

(ア) 平成15年12月10日(水)午前9時30分

(イ) 同 午前10時30分

(ウ) 同 午前11時30分

(エ) 同 午後1時30分

(送付による場合は、平成15年12月9日(火)までに必着のこと。)

イ 1の(1)のイに係る分

(ア) 平成15年12月11日(木)午前9時30分

(イ) 同 午前10時30分

(ウ) 同 午前11時30分

(送付による場合は、平成15年12月10日(水)までに必着のこと。)

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の額の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4と同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契 約 書 作 成 の 要 否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号  
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- (a) Personal computer (for computer aided design) and others (38 items, 424 units)
- (b) Vibration level meter and others (9 items, 14 units)
- (c) Global positioning system and others (3 items, 13 units)
- (d) Desk and others (4 items, 13 units)
- (e) Microscope and others (19 items, 64 units)
- (f) Scanning electron microscope and others (2 items, 2 units)
- (g) Personal computer and others (11 items, 14 units)

B . Bid tendering date and time :

- (a) 9:30 A. M., December 10, 2003
- (b) 10:30 A. M., December 10, 2003
- (c) 11:30 A. M., December 10, 2003
- (d) 1:30 P. M., December 10, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than December 9)

- (e) 9 : 30 A. M., December 11, 2003
- (f) 10 : 30 A. M., December 11, 2003
- (g) 11 : 30 A. M., December 11, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than December 10)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan  
Phone : 0138-47-9000 Extension 3117

### 道教育庁後志教育局告示

#### 北海道教育庁後志教育局告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月31日

北海道教育庁後志教育局長 上 林 猛

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータ 一式 42台×1校（普通科）

イ パーソナルコンピュータ 一式 9台×1校（聾学校）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成16年1月5日（月）

(4) 契 約 期 間 平成16年1月5日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、アについては、平成21年12月28日イについては、平成20年12月26日を限度限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所

ア 北海道共和高等学校

イ 北海道高等聾学校

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年10月31日から11月13日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁3階  
1号A会議室（送付による場合は、郵便番号 044 - 8544 北海道教育庁後志教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成15年11月27日（木）午前11時（送付による場合は、平成15年11月26日までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約の内最初の契約に係る入札の公告  
平成15年北海道教育庁後志教育局公示第12号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Personal Computer 42 1 set

Personal Computer 9 1 set

B . Bid tendering date and time :

11 : 00 A. M., November, 27, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than November 26)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education

Higashi 2, Kita 1, kutchan-cho, Abuta gun, Hokkaido, 044-8544, Japan

Phone : 0136-22-1111 Extension 3117

道教育庁上川教育局告示

## 北海道教育庁上川教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年10月31日

北海道教育庁上川教育局長 金 丸 浩 一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 校内サーバ（本体・ソフトウェア）	1台×2校
イ キャッシュサーバ（本体・ソフトウェア）	1台×2校
ウ ルータ類（HUB）	一式×2校
エ ラック	1台×2校
オ その他（無停電装置、各種ケーブル、現地設定）	一式×2校

## (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

## (3) 納入期限 平成15年12月26日（金）

## (4) 納入場所 北海道旭川西高等学校及び北海道士別商業高等学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年10月31日から11月14日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号  
北海道教育庁上川教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道教育庁上川教育局企画総務課

## 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道教育庁上川合同庁舎 1 階102会議室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8612 北海道教育庁上川教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成15年11月28日（金）午前11時（送付による場合は、平成15年11月27日（木）までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

## 6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

## 8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す

ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号  
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

## 道教育庁網走教育局告示

### 北海道教育庁網走教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月31日

北海道教育庁網走教育局長 大 杉 定 通

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ 一式 42台×3校（普通科高等学校）

(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成16年1月13日

(4) 納 入 場 所 北海道北見緑陵高等学校、北海道訓子府高等学校及び北海道興部高等学校

(5) 契 約 期 間 平成16年1月13日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成21年12月25日を限度に当該契約期間を延長することができる。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年10月31日から11月14日

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎2階 北海道教育庁網走教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年11月27日（木）午前10時（送付による場合は、平成15年11月26日（水）までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成15年北海道教育庁網走教育局告示第5号

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

#### 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - ア 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
  - イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目  
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 42 3 sets
- B . Bidding date and time : 10 : 00 A. M., November 27, 2003 (If mailed, bids must arrive no later than November 26)
- C . Contact  
Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Nishi 3, Kita 7, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan  
Phone : 0152-44-7171 Extension 3117

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第176号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年10月31日

			北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
「北海道大学医学部附属病院	同	北14条西5丁目	同
北海道大学歯学部附属病院	同	北13条西6丁目	同
「北海道大学医学部・歯学部附属病院	同	北14条西5丁目	同
「老人保健施設緑風	同	緑ヶ丘47番地10	平 3. 3. 8
北見脳神経外科病院	同	三輪36番地1	平10. 6. 9」
「老人保健施設緑風	同	緑ヶ丘47番地10	平 3. 3. 8」に、
「同 社団拓美会玉越病院	同	光西町195番地	同
「同 社団拓美会玉越病院	同	光西町195番地	同
北星脳神経外科病院	同	三輪36番地1	平15.10.20」
「同 社団千歳豊友会病院	同	富丘1丁目618 - 6	57.12. 8
同 同 仁 会千歳第一病院	同	東雲町1丁目8	同
「同 社団千歳豊友会病院	同	富丘1丁目618 - 6	57.12. 8
「医療法人同仁会向陽台病院	同	若草1丁目10番11	平13. 4.16
「医療法人同仁会向陽台病院	同	若草1丁目10番11	平13. 4.16
同 千 歳 第一病院	同	東雲町1丁目11番地	平15.10.20
「同 恵池会遠軽中央病院	同	遠軽町岩見通南1丁目1番地の11	平 9. 9.12
同 社団全人会菊地記念病院	同	大通北1丁目3番地	平10. 6. 9
「同 恵池会遠軽中央病院	同	遠軽町岩見通南1丁目1番地の11	平 9. 9.12
「医療法人恵池会遠軽学田病院	同	岩見通北6丁目2番地	平13. 9. 3

「医療法人恵池会遠軽学田病院	同	岩見通北6丁目2番地	平13.9.3			
遠軽共立病院	同	大通北1丁目3番地	平15.10.20	に、		
「同 社団幸北病院アネックス	同	木野大通東17丁目1番6	同	」を		
「同 社団宏明館幸北病院	同	木野大通東17丁目1番6	平15.10.20	」に、		
「特別養護老人ホームくりのみ	同		同	」を		
「特別養護老人ホームくりのみ	同		同	」に改める。		
同 コスモス苑	同	月寒東4条10丁目8番30号	平15.10.20	」		

**北海道選挙管理委員会告示第177号**

平成8年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。  
平成15年10月31日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

「同	同	宮の森2条11丁目	宮の森明和会館	札幌市長	95	50	
同	同	大通西19丁目	札幌市女性センター	同	699	720	を
「同	同	宮の森2条11丁目	宮の森明和会館	札幌市長	95	50	」に、
「同	同	北1条西13丁目	教育文化会館	札幌市教育長	2,349	1,511	」
同	同	北区北10条西4丁目	鉄西会館	札幌市長	94	80	を
「同	同	北1条西13丁目	札幌市教育文化会館	同	2,571	2,237	」
同	同	北区北10条西4丁目	鉄西会館	同	94	80	に、
「平14.6.7	同	東区丘珠183番地2	丘珠ふれあいセンター	札幌市長	345	180	」を
「平14.6.7	同	東区丘珠183番地2	丘珠ふれあいセンター	札幌市長	346	190	」に、

「同	同	西区八軒1条西1丁目7番1号	八軒会館	同	202	200	を
「同	同	西区八軒1条西1丁目7番1号	八軒会館	同	202	200	」
平15.9.24	同	中央区北7条西26丁目1番2号	円山北町会館	円山北町会館運営委員会委員長	241	184	」に、
同	同	北区北8条西3丁目	札幌市男女共同参画センター	札幌市長	929	602	」
「同	同	字本町470番地の1	七飯町社会福祉センター	七飯町教育長	516	500	を
「同	同	字本町470番地1	七飯町地域センター	七飯町長	516	500	」に、
「同	同	国富31番地の1	国富地区住民センター	同	159	100	」
同	同	梨野舞納2番地の104	老人憩の家	同	104	100	を
「同	同	国富31番地の1	国富地区住民センター	同	159	100	」に、
「平8.5.15	同	新十津川町字中央306番地3	新十津川町農村環境改善センター多目的ホール	新十津川町長	778	750	を
「平8.5.15	同	新十津川町字中央306番地3	新十津川町農村環境改善センター多目的ホール	新十津川町長	778	750	」
平15.10.10	同	字中央307番地1	総合健康福祉センターゆめりあ生甲斐ホール	同	425	352	」に、

同	同	同	同	291	200	
		多 目的ホール				」
「同	同	同	同	92	120	
		和室				
同	同	字 碧水43番地の8	同	168	200	
		北竜町農業 研修センター 一大ホール	同			を
同	同	同	同	85	100	
		第一研修 室				」
「同	同	同	同	92	120	に、
		和室				」
「同	同	美 生3線39番地	同	108	100	
		美生農業研 修センター	同			
	同	東 1条南3丁目1 番地	同	139	120	を
		鉄南地区児 童会館				」
「同	同	美 生3線39番地	同	108	100	に、
		美生農業研 修センター				」
「同	同	札 内暁町252番地 179	同	87	80	
		暁町近隣セ ンター				
平 7. 3.28	同	池田町字 西2条7丁目	同	447	350	を
		池田町社会 福祉センタ ー	池田町長			」
「同	同	札 内暁町252番地 179	同	87	80	に、
		暁町近隣セ ンター				」
「平12. 9. 5	同	字 西1条1丁目	同	641	586	
		田園ホール				を
同	同	同	同	1,603	2,000	」
		総合体育館				
「平12. 9. 5	同	字 西1条1丁目	同	641	586	に改め
		田園ホール				」

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第141号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年10月31日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社 大一商会
	代表者の氏名	代表取締役 市原高明
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型 式	遊技機の種類 遊技機の区分
	概 要	遊技機の種類 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名 製造業者名
		ハイパーチョッキモンGX 株式会社 大一商会
		型式試験番号
		31073700
		検 定 年 月 日
	検 定 番 号	第31073700号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間
2	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社 大一商会
	代表者の氏名	代表取締役 市原高明
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型 式	遊技機の種類 遊技機の区分
	概 要	遊技機の種類 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名 製造業者名
		CRハイパーチョッキモン 株式会社 大一商会
		型式試験番号
		31071800
		検 定 年 月 日
	検 定 番 号	第31071800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社

3	代表者の氏名	代表取締役 里見 治	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間				
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8		6	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋千種区今池三丁目9番21号 株式会社 三洋物産		
	型式の概要	遊技機の種類			回胴式遊技機	代表者の氏名	代表取締役 金沢 要求	
		遊技機の区分			遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋千種区今池二丁目1番27号	
	型式の概要	型式名			ホクトノケン	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		製造業者名			サミー株式会社		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式の概要	型式試験番号			34063500	型式の概要	型式名	CR大工の源さんM56
		製造業者名			サミー株式会社		製造業者名	株式会社 三洋物産
検定年月日	平成15年10月31日	検定年月日	平成15年10月31日		型式試験番号	30044600		
検定番号	第34063500号	検定番号	第30044600号	検定年月日	平成15年10月31日			
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	検定番号	第30044600号			
4	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区台東四丁目13番21号 株式会社 ラスター	7	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋千種区今池三丁目9番21号 株式会社 三洋物産			
	代表者の氏名	代表取締役 河田 節子		代表者の氏名	代表取締役 金沢 要求			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458 埼玉県大里郡江南町押切2632 - 1		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋千種区今池二丁目1番27号			
	型式の概要	遊技機の種類		回胴式遊技機	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式の概要	型式名		クロヒョウ	型式の概要	型式名	CR大工の源さんM3	
		製造業者名		株式会社 ラスター		製造業者名	株式会社 三洋物産	
	型式の概要	型式試験番号		34063600	型式の概要	型式試験番号	20091500	
製造業者名		株式会社 ラスター	検定年月日	平成15年10月31日				
検定年月日	平成15年10月31日	検定年月日	平成15年10月31日	検定番号	第20091500号			
検定番号	第34063600号	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間			
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋千種区今池三丁目9番21号 株式会社 三洋物産	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社 平和			
5	代表者の氏名	代表取締役 金沢 要求	8	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋千種区今池二丁目1番27号		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8			
	型式の概要	遊技機の種類		ぱちんこ遊技機	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式の概要	型式名		CR大工の源さんL52	型式の概要	型式名	CRゴルゴ13YJ2	
		製造業者名		株式会社 三洋物産		製造業者名	株式会社 平和	
	型式の概要	型式試験番号		30043800	型式の概要	型式試験番号	30043800	
		製造業者名		株式会社 三洋物産		検定年月日	平成15年10月31日	
検定年月日	平成15年10月31日	検定番号	第30043800号	検定年月日	平成15年10月31日			
検定番号	第30043800号	検定番号	第30043800号	検定番号	第30043800号			

	要	型式試験番号	30076900
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	
	検 定 番 号	第30076900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	
9	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社 平和	
	代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRゴルゴ13X J 2	
	製 造 業 者 名	株式会社 平和	
	型 式 試 験 番 号	30076600	
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	
	検 定 番 号	第30076600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	
10	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社 ソフィア	
	代表者の氏名	代表取締役 井 置 定 男	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRサンバムーチョVSX 2	
	製 造 業 者 名	株式会社 ソフィア	
	型 式 試 験 番 号	30073000	
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	
	検 定 番 号	第30073000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共	
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒 島 秀 行	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
11	式 の 概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRフィーバークリムゾンフィアRX
		製 造 業 者 名	株式会社 三共
		型 式 試 験 番 号	30072900
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	
	検 定 番 号	第30072900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	
12	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共	
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒 島 秀 行	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRフィーバークリムゾンフィアFX	
	製 造 業 者 名	株式会社 三共	
	型 式 試 験 番 号	30072100	
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	
	検 定 番 号	第30072100号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	
13	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共	
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒 島 秀 行	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRフィーバークリムゾンフィアKX	
	製 造 業 者 名	株式会社 三共	
	型 式 試 験 番 号	30075000	
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	
	検 定 番 号	第30075000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共	
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒 島 秀 行	

14	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ
		型 式 名	C RフィーパークリムゾンフィアMX
		製造業者名	株式会社 三共
		型式試験番号	30071000
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	
	検 定 番 号	第30071000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から 3 年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共
代表者の氏名		代表取締役社長 毒島 秀行	
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
15 型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
	型 式 名	C Rフィーパークリムゾンフィア J X	
	製造業者名	株式会社 三共	
	型式試験番号	30071600	
検 定 年 月 日	平成15年10月31日		
検 定 番 号	第30071600号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から 3 年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の 1 山佐株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 佐野 慎一	
製造又は検査を行う事業所の所在地		岡山県浅口郡寄島町12155 - 142番地	
16 型式概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号	
	型 式 名	ピカゴロウ 2	
	製造業者名	山佐株式会社	
	型式試験番号	34050500	
検 定 年 月 日	平成15年10月31日		
検 定 番 号	第34050500号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から 3 年間		

17	検定申請者の氏名又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の 1 山佐株式会社	
	代表者の氏名		代表取締役 佐野 慎一	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		岡山県浅口郡寄島町12155 - 142番地	
	型式概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号	
		型 式 名	ウミニバン	
		製造業者名	山佐株式会社	
		型式試験番号	34059800	
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日		
	検 定 番 号	第34059800号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から 3 年間			
検定申請者の氏名又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の 1 山佐株式会社		
代表者の氏名		代表取締役 佐野 慎一		
製造又は検査を行う事業所の所在地		岡山県浅口郡寄島町12155 - 142番地		
18 型式概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号		
	型 式 名	ニューパルサー X		
	製造業者名	山佐株式会社		
	型式試験番号	34055600		
検 定 年 月 日	平成15年10月31日			
検 定 番 号	第34055600号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から 3 年間			
検定申請者の氏名又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の 1 山佐株式会社		
代表者の氏名		代表取締役 佐野 慎一		
製造又は検査を行う事業所の所在地		岡山県浅口郡寄島町12155 - 142番地		
19 型式概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号		
	型 式 名	キングパルサーエース		
	製造業者名	山佐株式会社		
	型式試験番号	34064500		

20	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	23	の 概 要	型 式 名	CRサンダーバード2S
	検 定 番 号	第34064500号		製 造 業 者 名	株式会社 藤商事	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間		型 式 試 験 番 号	30064400	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社		検 定 年 月 日	平成15年10月31日	
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一		検 定 番 号	第30064400号	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	岡山県浅口郡寄島町12155-142番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	
	型 式 概 要	遊技機の種類		回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区外神田六丁目11番11号 株式会社 イレブン
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 根津 友幸	
	型 式 名	トゥエンティセブンR		製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	千葉県山武郡山武町木原草刈山2337番地1	
	製 造 業 者 名	山佐株式会社		型 式 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
型 式 試 験 番 号	34058900	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			
検 定 年 月 日	平成15年10月31日	型 式 名	トランダム			
検 定 番 号	第34058900号	製 造 業 者 名	株式会社 イレブン			
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	型 式 試 験 番 号	24064300			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事	検 定 年 月 日	平成15年10月31日			
代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫	検 定 番 号	第24064300号			
製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間			
型 式 概 要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社 エレコ		
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 福田 貞夫			
型 式 名	CRサンダーバード2C	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地			
製 造 業 者 名	株式会社 藤商事	型 式 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
型 式 試 験 番 号	30066200	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			
検 定 年 月 日	平成15年10月31日	型 式 名	オサルノチョウゴクウE			
検 定 番 号	第30066200号	製 造 業 者 名	株式会社 エレコ			
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	型 式 試 験 番 号	34065000			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事	検 定 年 月 日	平成15年10月31日			
代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫	検 定 番 号	第34065000号			
製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間			
型 式 概 要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社 平和		
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中島 潤			
22	型 式 概 要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機			
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ					

25	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR・爆笑モアイMJ
		製造業者名	株式会社 平和
		型式試験番号	30073400
	検定年月日	平成15年10月31日	
	検定番号	第30073400号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	
	26	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社 平和
代表者の氏名		代表取締役 中 島 潤	
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
型式の概要		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRゴルゴ13XK2
		製造業者名	株式会社 平和
		型式試験番号	30077400
検定年月日		平成15年10月31日	
検定番号		第30077400号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間		
27	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社 ネット	
	代表者の氏名	代表取締役 国 本 幸 司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	デカダン
		製造業者名	株式会社 ネット
		型式試験番号	34060000
	検定年月日	平成15年10月31日	
	検定番号	第34060000号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間		

28	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社 ネット	
	代表者の氏名	代表取締役 国 本 幸 司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	モッチバリヨ - 30
		製造業者名	株式会社 ネット
		型式試験番号	34061300
	検定年月日	平成15年10月31日	
	検定番号	第34061300号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間		
29	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社 ネット	
	代表者の氏名	代表取締役 国 本 幸 司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	リオデカーニバル
		製造業者名	株式会社 ネット
		型式試験番号	34064100
	検定年月日	平成15年10月31日	
	検定番号	第34064100号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間		
30	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社 ネット	
	代表者の氏名	代表取締役 国 本 幸 司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	バクザン
		製造業者名	株式会社 ネット
		型式試験番号	34046600
	検定年月日	平成15年10月31日	
	検定番号	第34046600号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間		

31	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	の 型 式 名 C R ・ 爆 笑 モ ア イ X J		
	検 定 番 号	第34046600号		概 要	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間		製 造 業 者 名	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社 ソフィア		型 式 試 験 番 号	
	代表者の氏名	代表取締役 井 置 定 男		検 定 年 月 日	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		検 定 番 号	
	型 式	遊技機の種類		ばちんこ遊技機	検定の有効期間
	概 要	遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	検定申請者の氏名 又は名称及び住所
		型 式 名		C R サンバムーチョV S X	代 表 者 の 氏 名
		製 造 業 者 名		株式会社 ソフィア	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地
	型 式 試 験 番 号	30073500	型 式		
	検 定 年 月 日	平成15年10月31日	概 要		
	検 定 番 号	第30073500号	遊 技 機 の 種 類		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	遊 技 機 の 区 分		
32	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共	型 式 名		
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒 島 秀 行	製 造 業 者 名		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	型 式 試 験 番 号		
	型 式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	検 定 年 月 日	
	概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	検 定 番 号	
		型 式 名	C R フィーバーピーチクラブ J 20	検定の有効期間	
		製 造 業 者 名	株式会社 三共	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	
		型 式 試 験 番 号	30068300	代 表 者 の 氏 名	
		検 定 年 月 日	平成15年10月31日	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	
		検 定 番 号	第30068300号	型 式	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年10月31日）から3年間	概 要		
33	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の 8 株式会社 平和	遊 技 機 の 種 類		
	代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤	遊 技 機 の 区 分		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の 8	型 式 名		
	型 式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	製 造 業 者 名	
	概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	型 式 試 験 番 号	
				検 定 年 月 日	
				検 定 番 号	
				検定の有効期間	
34	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事	遊 技 機 の 種 類		
	代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫	遊 技 機 の 区 分		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平 6 番地	型 式 名		
	型 式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	製 造 業 者 名	
	概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	型 式 試 験 番 号	
		型 式 名	C R サンダーバード 2 Y	検 定 年 月 日	
		製 造 業 者 名	株式会社 藤商事	検 定 番 号	
		型 式 試 験 番 号	30067700	検定の有効期間	
		検 定 年 月 日	平成15年10月31日		
		検 定 番 号	第30067700号		
35	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事	遊 技 機 の 種 類		
	代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫	遊 技 機 の 区 分		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平 6 番地	型 式 名		
	型 式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	製 造 業 者 名	
	概 要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	型 式 試 験 番 号	
		型 式 名	C R サンダーバード 2 V	検 定 年 月 日	
		製 造 業 者 名	株式会社 藤商事	検 定 番 号	
		型 式 試 験 番 号	30068000	検定の有効期間	
		検 定 年 月 日	平成15年10月31日		
		検 定 番 号	第30068000号		